

下妻市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、令和9年度から令和11年度を計画期間とした「下妻市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定業務の委託候補者を公募型プロポーザル（書類審査）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 下妻市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 下妻市内
- (5) 委託料上限額 10,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(内訳) 令和7年度 5,320,000円
令和8年度 4,680,000円

※上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、委託内容の規模を示すためのものであり、見積金額が上限額を超える場合は審査から除外する。

3. 担当部署

下妻市保健福祉部長寿支援課介護管理係（市庁舎1階）
〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地
電話：0296-43-2111（代表）内線1611
FAX：0296-30-0011
E-mail：kaigo@city.shimotsuma.lg.jp

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 下妻市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 本市の入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てがなされていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の基準を満たす認証 (JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001))
又はプライバシーマークの認証 (JIS Q 15001) を取得していること。
- (7) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定実績があること。
- (8) 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画／地域福祉計画／子ども・子育て支援計画のいずれかの策定実績があること。(過去5年以内)
- (9) 業務責任者及び担当者として(7)(8)にかかる十分な業務経験及び実績のある人員を本業務に配置できること。
- (10) 参加表明書や企画提案書等に虚偽の記載をしないこと。

5. スケジュール

実施要領の公表 (公告)	令和7年 9月 8日 (月)
質問書提出期限	令和7年 9月16日 (火) 午後5時まで
質問書に対する最終回答	令和7年 9月19日 (金)
参加表明書提出期限	令和7年 9月26日 (金) 午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和7年 9月30日 (火)
企画提案書等提出期限	令和7年10月10日 (金) 午後5時まで
書類審査	令和7年10月14日 (火) ～令和7年10月20日 (月)
審査結果通知	令和7年10月22日 (水)
業務委託契約	令和7年11月上旬 (予定)

6. 質問の受付・回答

- (1) 提出書類 質問書 (様式は任意) ※事業者名、代表者名及び連絡先を記載すること。
- (2) 提出期限 令和7年9月16日 (火) 午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (4) 提出先 担当部署E-mail: kaigo@city.shimotsuma.lg.jp
- (5) 回答方法 令和7年9月19日 (金) までに市ホームページにて回答する。

7. 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
ア 参加表明書 (様式第1号)
イ 参加資格要件確認書 (様式第2号) ※各種添付書類を含む。
- (2) 提出期限 令和7年9月26日 (金) 午後5時まで
- (3) 提出先 担当部署
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- (5) 参加の辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届 (様式第6号) を(4)の方法によ

り、担当部署に提出すること。

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 次に掲げる書類を正本1部及び副本9部（合計10部）印刷し、A4サイズのファイル等に綴じること。

※副本は複写可とする。ただし、副本については会社名、事業者名、代表者名等の欄は空欄とし、プロポーザル参加者(以下「参加者」という。)名を連想させるものは一切記入しないこと。

- ア 履行実績等（様式第3号）
- イ 業務実施体制図（様式第4号）
- ウ 企画提案書表紙（様式第5号）及び企画提案書
- エ 見積書及び内訳書（任意様式）

- (2) 提出期限 令和7年10月10日（金）午後5時まで

- (3) 提出先 担当部署

- (4) 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

- (5) 作成に当たっての留意事項

ア 企画提案書にはスケジュール及び業務体制等の記載を含めること。

イ 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとする。

ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

ウ 企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、枚数は制限しないが要点を簡潔にまとめて作成すること。

エ 見積書には業務仕様書に基づく見積金額を記入すること。

オ 見積書には事業に要する経費の内訳書を添付することとし、業務仕様書の業務内容に基づき、内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載すること。

9. 審査方法

- (1) 選定方法 本市職員により下妻市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務プロポーザル評価項目及び評価基準表（別紙1）に基づく書類審査を行い、本業務の契約予定者（以下「契約予定者」という。）を選定・決定する。なお、見積金額が委託料上限額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

- (2) 審査日程 実施日：令和7年10月14日（火）～令和7年10月20日（月）

- (3) 評価項目及び評価基準等 評価項目及び評価基準等は、別紙1のとおりとする。

- (4) 契約予定者の選定

- ア 審査は別紙 1 の評価項目及び評価基準により点数付けすることにより行う。
- イ 点数付けは審査者ごとに参加者の点数を計算し、審査者ごとの参加者順位を決める。
- ウ 審査者が参加者順位 1 位を最も多く付けた参加者を契約予定者とする。参加者 1 位が同数の場合は、総得点が多い参加者を契約予定者とする。

10. 審査結果の通知方法

- (1) 審査の結果は、文書にて通知する。
- (2) 審査結果についての異議申立てには、一切応じない。

11. 業務の契約手続

- (1) 契約予定者及び本市との間で委託内容等の協議を行い、提出された見積書に記載の額の範囲内で契約を締結する。
- (2) 協議の結果、契約に至らなかったときは、次順位であった者を新たに契約予定者とし、協議を行う。
- (3) この契約に関しては、下妻市契約規則に基づき手続を行う。

12. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

- (1) 期限までに所定の手続をしなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書の提出後、参加者が「4. 参加資格要件」に掲げる要件を欠くに至った場合
- (4) 審査者又は関係者に本業務に関する助言を求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他不正があった場合

13. その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。また、下妻市情報公開条例（平成 13 年下妻市条例第 5 号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (3) 本プロポーザルに係る提出書類等の追加・修正・差し替えは、原則認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、本市から資料の追加提出を求めることがある。
- (4) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 6 号）を提出すること。
- (6) 本業務を受託した場合、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (7) 参加者が 1 者のみであっても、「4. 参加資格要件」を満たすものであれば、本プロポーザルを実施する。